

公 告 第 2 1 号
令和8年5月13日

入 札 公 告 （ 管 ）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之

1 工事概要

- (1) 工 事 名 奄美（08）101号隊庁舎大型給湯器補修
- (2) 工事場所 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266－49
陸上自衛隊奄美駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
官工事 1式
- (4) 工 期 令和8年10月30日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）
第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省
競争参加資格」という。）のうち、「管工事」で級別の格付けを受け、九州防衛局
に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づ
き更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第2
25号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始
[の決定後、再度級別の格付けを受けていること。]。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に
基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた

者を除く。)でないこと。

- (4) 防衛省競争参加資格の「管工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。
- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国内における建設工事等の実績のうち、大型給湯器補修工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。
 - ア 平成21年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
 - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号（28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 第443会計隊が発注した「管工事」のうち、平成31年度以降令和7年度までに完成・引渡しを完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に

係る評定点合計の平均が65点以上であること。

- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒894-0001

鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266-49

陸上自衛隊奄美駐屯地 第443会計隊契約班(担当 児玉)

TEL 0997-54-1060 (内線343)

FAX 0997-54-1066 (直通)

イ 仕様書の内容に関する問い合わせ先

陸上自衛隊奄美駐屯地 業務隊管理科(担当 長瀬)

TEL 0997-54-1060 (内線337)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和8年5月13日から令和8年7月1日まで

(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。(以下「行政機関の休日」という。)の午前8時15分から午後5時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。))

イ 交付場所

(1) アの担当部局において交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年5月28日 午後5時00分まで

イ 提出方法 (1) アの担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出する。

(4) 現場説明会
原則として実施しない。

(5) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和8年7月1日 午後17時00分

イ 提出方法 (1) アの担当部局に持参又は郵送等する。

ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年7月2日 午前10時00分

イ 場 所 陸上自衛隊奄美駐屯地 会計隊多目的室(B庁舎2F)

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 現場説明会 原則として実施しない。

(2) 入札保証金 免 除

(3) 契約保証金 納 付

(ただし、金融機関若しくは保障事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難い入札

エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

オ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(11) 契約書作成の要否

契約書の作成を要するため、遅滞なく作成する。

(12) 資料の確認のためのヒアリングを行う場合がある。

(13) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）アに同じ。

(14) 開札時に代表者以外の者が参加する場合は、入札書と併せて委任状を提出するものとする。

(15) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記２（２）に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記３（３）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(16) 詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

第443会計隊の奄美（08）101号隊庁舎大型給湯器補修に係る入札公告（管）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、下記のとおりとする。

1 入札公告日 令和8年5月13日

2 契約担当官等 分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之

3 工事概要

(1) 工事名

奄美（08）101号隊庁舎大型給湯器補修

(2) 工事場所

鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266-49 陸上自衛隊奄美駐屯地

(3) 工事内容及び工事範囲

仕様書のとおり

(4) 工 期

令和8年10月30日まで

(5) 使用する主要な資機材

仕様書のとおり

(6) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「管工事」で級別の格付けを受け、九州防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（２）の再度級別格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「管工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記３の等級）がＣ等級以上であること。

(5) 平成２３年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における建設工事等の実績のうち、大型給湯機取替工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第２２０号（ＣＣＰ）。１３．１２．１９）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第１３４号（ＣＣＰ）。１９．７．３０）、工事成績評定要領について（経施第４４０４号。２１．３．３１）、工事成績評定要領について（防整技第１５５４２号。２７．１０．１）又は工事成績評定要領について（防整技第７１６０号。２８．３．３１）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が６５点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が６５点未満のものを除く。

(6) （５）の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事（平成１３年１２月２５日以降に完成した工事で評定点合計が６５点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 平成２０年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が６５点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が６５点未満のものを除く。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

ウ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 第443会計隊が発注した管工事のうち、平成30年度以降令和7年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。
- ア 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
(7) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
(4) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- イ 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合は除く。
(7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
d 組合（共同企業体を含む。）の理事

- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記ア又はイと同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

5 設計業務等の受注者等

- 上記4（10）の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の（1）又は（2）に該当する者である。
- (1) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - (2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当部局

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒894-0001
鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266-49
陸上自衛隊奄美駐屯地 第443会計隊契約班（担当 児玉）
TEL 0997-54-1060（内線343）
FAX 0997-54-1066（直通）
- (2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先
陸上自衛隊奄美駐屯地 業務隊管理科（担当 長瀬）
TEL 0997-54-1060（内線337）

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
また、4（2）の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4（1）、（3）及び（5）から（13）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4（2）及び（4）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。
当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4（2）及び（4）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間

令和8年5月14日から令和8年5月28日まで（行政機関の休日を除く）の毎日午前8時15分から午後5時00分まで。（正午から午後1時までの間を除く。）。イ 提出方法持参又は郵送等で提出すること。

イ 提出方法持参又は郵送等で提出すること。

ウ 提出場所 上記6に同じ。

(2) 申請書は、別紙第1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成20年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（別紙第3）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4（5）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、別紙第2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

上記4（7）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。

この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

オ 情報保全に係る履行体制についての確認

平成30年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は別紙第5の誓約書を提出し、有していない者は別紙第6の誓約書を提出すること。

(4) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングを行う場合がある。

ア 日時 令和8年5月29日から令和8年6月1日までの間

イ 場所 〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266-49

陸上自衛隊奄美駐屯地 第443会計隊契約班

TEL 0997-54-1060（内線343）

ウ ヒアリングを行う場合、日時及び場所は追って通知する。

なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和8年6月2日までに通知する。

(6) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先は、上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出方法

書面（書式は自由とする。）を上記6に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ 提出期間

上記7（5）の通知の日から令和8年6月8日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで。（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 契約担当官等は、（1）により説明を求められたときは、令和8年6月16日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記6に持参又は郵送等により提出する。

イ 提出期間

令和8年5月14日から令和8年6月19日までの毎日、午前8時15分から午後5時00分まで。（正午から午後1時までの間を除く。）郵送等による場合は、令和8年6月19日午後5時必着とする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、令和8年6月20日から令和8年6月26日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後3時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）、上記6において閲覧に供する。

10 入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア 提出期間

令和8年6月2日 午前8時15分から令和8年7月1日午後17時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出場所

上記6に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するように発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免 除

(2) 契約保証金

納 付

(ただし、金融機関若しくは保障事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負金額の10分の3）以上とする。

12 工事費内訳明細書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法、数量、）単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間

上記10（1）アに同じ。

イ 提出場所

上記10（1）イに同じ。

ウ 提出方法

上記10（1）ウを参照。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

- (9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開 札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和8年7月2日 午前10時00分

イ 開札場所 陸上自衛隊奄美駐屯地 会計隊多目的室（B庁舎2F）

- (2) 開札は、（1）に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

- (4) （3）の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

14 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙第7から別紙第10までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。
提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

15 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難い入札

エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

- (2) (1) の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

16 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (2) (1) の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

17 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病気休暇・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4（7）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が第443会計隊で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札した時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4（7）に定める要件と同一の要件（4（7）イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

19 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除する要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

20 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

21 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

22 支払条件

前払金等

請負代金額が300万円以上の場合は、前金払いを利用することができる。利用可能額の上限は請負代金額の10分の4以内とする。

23 火災保険付保の可否

必要とする。

24 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間 令和8年6月19日から令和8年6月26日まで（行政機関の休日を除く。）の午前8時15分から午後5時までに行うこと。

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

25 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

26 その他

- (1) 入札・契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守すること。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は7（1）の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合	

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和8年5月13日付けで入札公告のありました奄美（08）101号隊庁舎大型給湯器補修に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと、入札説明書4（10）、（11）の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書7（3）アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書7（3）イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書7（3）エに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
- 4 入札説明書7（3）ウに定める工程表を記載した書面（工程表の提出を求める場合のみ）

以 上

注1） 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注2） 4項は提出者のみ記載して下さい。

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名 _____

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月 ～ 年 月
	受 注 形 態	単体／J V (出資比率)
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法令による資格・免許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する)
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無
申請時における 他工事の 従事状況 等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工 程 表														
工事名： 会社名：_____														
項 目	単 位	数 量	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
■工程管理に対する技術的所見														

令和 年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

弊社は、過去 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

令和 年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊 林 勝之 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

業 務 従 事 者 一 覧

監理（主任・ 管理）技術者	氏 名	
	所 属	
	役 職	
	学 歴	(中学校以降を記載)
	職 歴	
	業 務 経 験	(特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載)
	研 修 実 績 その他の経歴	(特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載)
	専 門 的 知 識 その他の知見	(特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載)
	資 格	(特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載)
	母 語 及 び 外国語能力	(特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載)
	国 籍 そ の 他 文化的背景	
	業 績 等	(特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載)
現場代理人	氏 名	
	所 属	
	役 職	
	学 歴	
	職 歴	
	業 務 経 験	
	研 修 実 績 その他の経歴	

	専門的知識 その他の知見	
	資 格	
	母 語 及 び 外国語能力	
	国籍その他 文化的背景	
	業 績 等	
担当技術者	氏 名	
	所 属	
	役 職	
	学 歴	
	職 歴	
	業 務 経 験	
	研 修 実 績 その他の経歴	
	専門的知識 その他の知見	
	資 格	
	母 語 及 び 外国語能力	
	国籍その他 文化的背景	
	業 績 等	

- 注： 1 不要な行は削除すること。
 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
 3 内容を証明する資料は不要、自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項 目	内 容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注： 1 いずれかの「□」に「■」を付す。
2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊 林 勝之 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （記名・押印）
役 員 （記名・押印）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名押印を行うこと。
※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親 会 社	会 社 名	
	代 表 者 名	
	本社所在地	
地域統括会社	会 社 名	
	代 表 者 名	
	本社所在地	
ブランド・ ライセンサー	会 社 名	
	代 表 者 名	
	本社所在地	
フランチャイザー	会 社 名	
	代 表 者 名	
	本社所在地	
コンサルタント	会 社 名	
	代 表 者 名	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注： 1 不要な行は削除すること。
 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項 目	内 容
取扱い制限情報に 関 する 資 料	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが 明記された資料がある
	☐ 上記に類する資料がある
	☐ 資料がない

- 注： 1 いずれかの「□」に「■」を付す。
2 資料がある場合は、その写しを提出する。
3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊 林 勝之 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社 (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)
地域統括会社 (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)
ブランド・ライセンサー (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)
フランチャイザー (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)
コンサルタント (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)

※別紙第9の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

奄美（08）101号隊庁舎大型給湯器補修

件名	奄美（08）101号隊庁舎大型給湯器補修				
図面名	装	紙			
縮尺	—	図面番号	1/3	作成年月日	R8年4月15日
場所	奄美駐屯地業務隊 管理科				
業務隊長	管理科長	電機係長	給排水係長	主計係長	設計者

仕 様 書

- 1 工事件名 : 奄美 (08) 101号隊庁舎大型給湯器補修
- 2 工事場所 : 鹿児島県奄美市名瀬大字大能266-49 (陸上自衛隊 奄美駐屯地)
- 3 工事期間 : 契約締結日 ~ 令和8年10月30日 (金)
- 4 工事概要 : 本工事は、奄美駐屯地大型給湯器取替及び付帯工事を実施する
- (1) 既存大型給湯器撤去工事 1式
- (2) 新設大型給湯器設置工事 1式
- (3) その他付帯工事 1式

5 一般共通事項

- (1) 本工事については、本仕様書によるほか、国土交通省監修「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」(機械設備工事)及び関係諸規則に基づき実施する。
- (2) 工事の円滑なる進捗を図るとともに、諸法規を遵守する。また、その運営及び適用請負者の負担と責任において実施するものとする。
- (3) 仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点等が生じた場合は、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
- (4) 請負者は工事施工に先立ち、監督官と協議の上工事工程表を作成、提出を行い監督官の承諾を得たのちに施工を実施する。
- (5) 本仕様書及び図面に記載してある寸法、規格については、標準寸法、規格であり、実工事に際しては、必ず現地に於て採寸、調査を施工前に実施する。
- (6) 請負者は施工にあたり、写真を施工前、完成後、各工程ごと及び材料搬入状況等を撮影し、写真帳 (A4) に整理し提出するものとし、工事完成後隠蔽となる部分は確実な写真管理をすること。
- (7) 工事場所及び指定された場所以外の無断立ち入り及び写真撮影は禁止するものとし、駐屯地の諸規則に従うものとする。
- (8) 火気を使用する場合は、火災予防に留意するものとする。
- (9) 工事実施に際し、仕様書及び図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については、監督官と協議の上指示に従い実施すること。
- (10) 工事実施中において、管理施設及び人員に損傷、損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
- (11) 発生材 (鉄くず等の売り払い可能なもの) は、監督官の指示する場所に整理集積し、発生材調査を添えて引き渡すものとする。
- また、産業廃棄物については、法令等を遵守し適正に処分し、マニフェストの写し (E票) を提出するものとする。
- (12) 本工事で使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用するものとする。
- (13) 工事に必要な電気、水については全て請負者において準備すること。万が一官側の電気、水道を使用する場合はすべて有償とする。その際、監督官と事前に協議し、請負者負担でメーターの設置または監督官の指示する方法により使用量を算定する。
- (14) 本工事は、検査官の完成検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。
- (15) 請負者は下請負契約を行う場合、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、施工台帳等、官側が求める事項等を速やかに提出及び処理を行うこと。
- (16) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。

6 特記事項

- (1) 仮設工事
工事における養生は、確実に実施するとともに、施工後、整理清掃後片付けを実施するものとする。
- (2) 既設大型給湯器撤去工事
撤去した既存大型給湯器については、官側が指示した要領で一部分解体し、駐屯地内の集積場所へ搬入するものとする。
- 撤去する既存大型給湯器の主な仕様は下記のとおりとする。

メーカー	三菱電機株式会社
名 称	業務用エコキュート
型 式	QAHV-N560D-HMP -BSC (耐重塩害仕様)
外形寸法	W1,770×D760×H1,770
電 源	三相 200V 60Hz
始動方式	インバータ始動
その他	リモコンあり (撤去) 質量: 394kg

(3) 新設大型給湯器設置工事

新設する大型給湯器は下記仕様のものである。

メーカー	三菱電機株式会社
名 称	業務用エコキュート
型 式	QAHV-N560D-HMP -BSC (耐重塩害仕様)
外形寸法	W1,770×D760×H1,770
電 源	三相 200V 60Hz
始動方式	インバータ始動
質 量	394kg
その他	リモコン含む

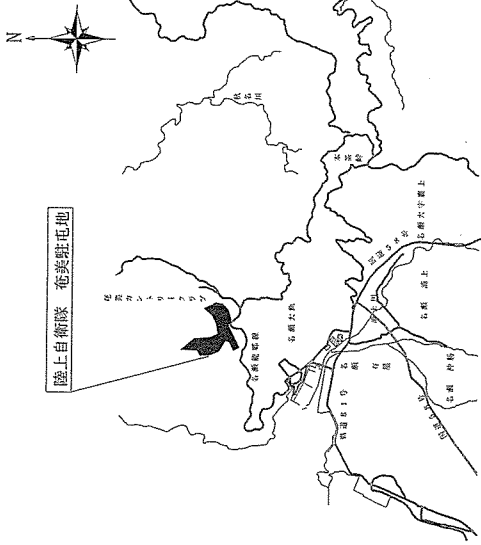
※既存貯湯槽 (SV-A-1600X2700) へ接続とする

- (4) 給湯・給水管、弁類
・既存の給湯・給水管、継ぎ手類は別紙範囲内を撤去するものとする。
・新設する給湯・給水管、継ぎ手類は以下に示した材料を使用するものとし、別紙範囲内に設置するものとする。
・新設する給湯・給水管の継管は、所定の位置において専用の固定金具を用い、確実に固定すること。固定金具は管材に適合するものとし、管の伸縮及び振動等に配慮して適切な間隔で設置すること。

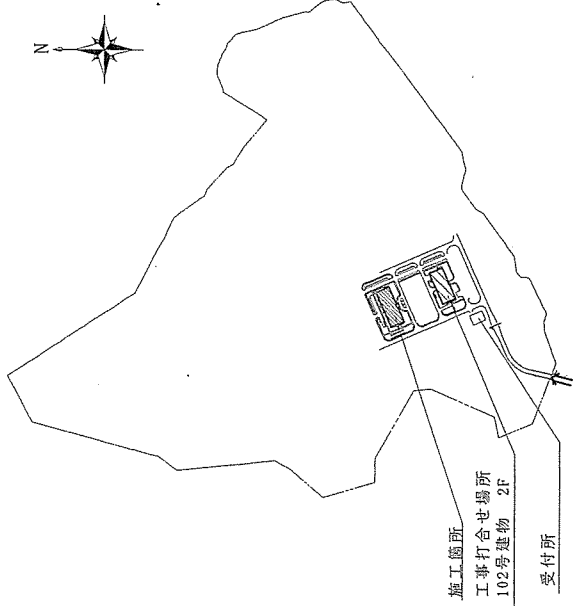
使用管材料	給湯・給水管用配管 : 高耐熱炭素鋼管リチエレン管 呼び径: 20mm JIS K 6769
継 手 類	給湯・給水管用継手 : 高耐熱炭素鋼リチエレン管継手 呼び径: 20mm JIS K 6770

7 提出書類

- (1) 工程表 1部 (契約後すみやかに)
- (2) 現場代理人等指名通知書 1部 (契約後すみやかに)
- (3) 着工届 1部 (着工当日)
- (4) 竣工届 1部 (竣工当日)
- (5) 工事打合せ、工事日誌 1部 (その他)
- (6) 工事材料搬入報告書 1部 (材料搬入時)
- (7) 使用材料承認額及び承認額等 1部 (すみやかに)
- (8) 工事写真 1部 (工事完了後すみやかに)
- (9) 工事内訳明細書 1部 (契約後すみやかに)
- (10) その他指示された書類



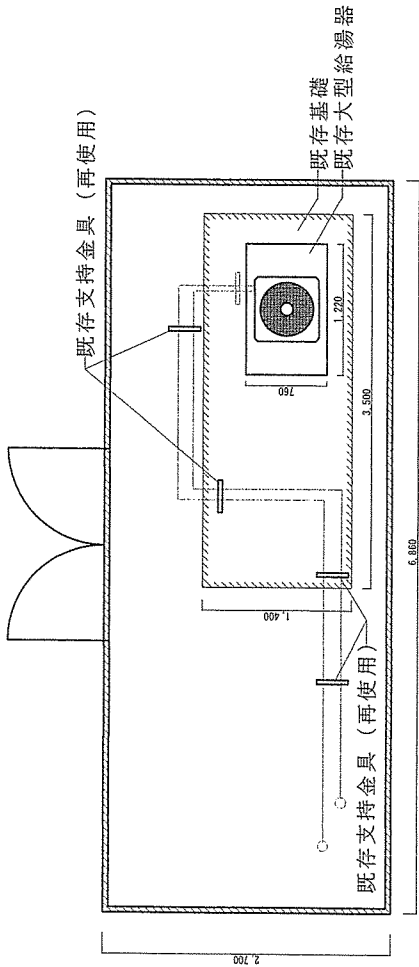
案 内 図



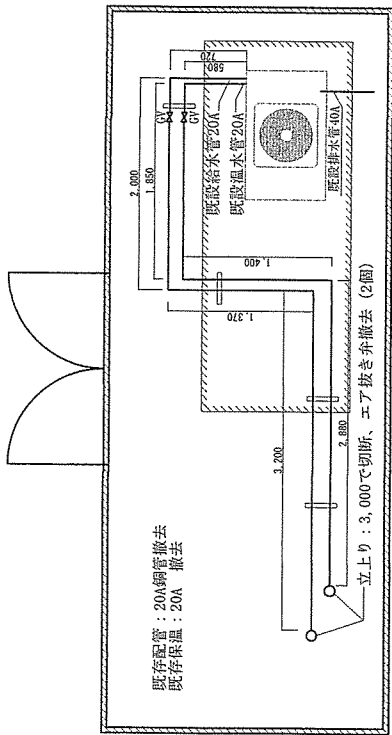
配 置 図

件 名	奄美 (08) 101号隊庁舎大型給湯器補修
図 面 名	仕様書、案内図、配置図
縮 尺	— 図 番 号 2 / 3
所 属	奄美駐屯地業務隊 管理科
作成年月日	18年1月15日

既存大型給湯器撤去図

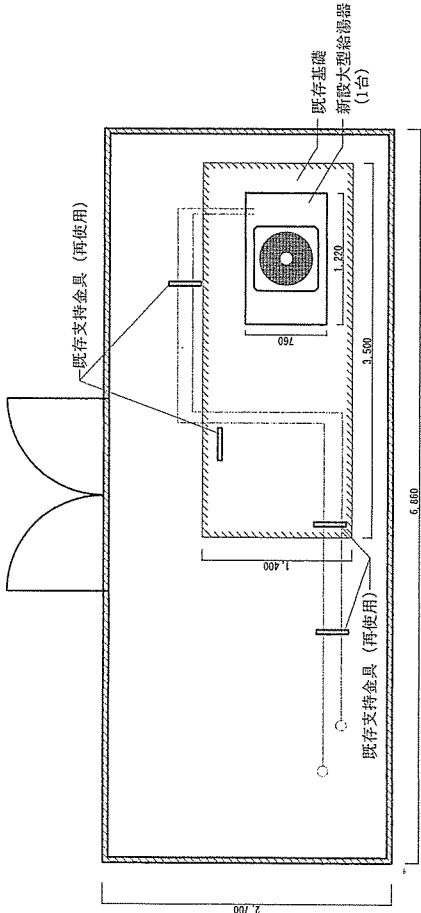


既存大型給湯器設置平面図 (S=1/50)



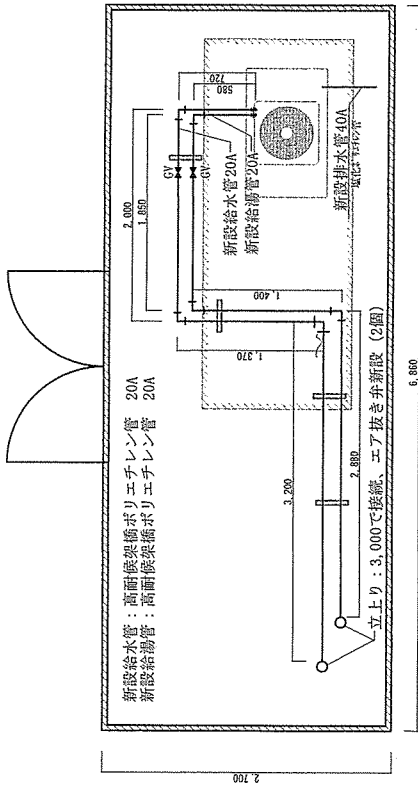
既存配管平面図 (S=1/50)

新設大型給湯機設置計画図



電源 (3C 及ビアース線) 及び信号線 (2芯ケーブル) は既存ケーブル使用

新設大型給湯器計画平面図 (S=1/50)



新設配管平面図 (S=1/50)

件名	奄美 (08) 101 号際庁舎大型給湯器補修
図面名	撤去図、計画図
縮尺	図示
図面番号	3 / 3
所属	奄美駐屯地業務隊 管理科
日付	08年4月15日

数量計算書

工事名：奄美 (08) 101 号隊庁舎大型給湯器補修

項 目		規 格	単 位	数 量	計 算 式		備 考
機械設備工事							
I	機械設備工事						
1	配管工事						
(1)	屋外配管 給水	20A 架橋ポリエチレン管	m	10.3	【図面3/3 新設配管平面図より】 (新設給水管20A) 720+2,000+1,370+3,200+3,000=10,290	10.29	
(2)	屋外配管 給湯	20A 架橋ポリエチレン管	m	9.7	【図面3/3 新設配管平面図より】 (新設給湯管20A) 580+1,850+1,400+2,880+3,000=9,710	9.71	
(3)	屋外配管 排水管	一般用 2種ポリエチレン管 40mm	m	0.5	【図面3/3 新設配管平面図より】 (新設排水管20A) 500	0.50	
2	配管付属品						
(1)	一般弁類	20A 仕切弁	個	2.0	【図面3/3 新設配管平面図より】 GV：2箇所	2.00	
(2)	一般弁類	20A エア抜き弁	個	2.0	【図面3/3 新設配管平面図より】 エア抜き弁：2箇所	2.00	
3	機器搬入費		t	0.39	【図面2/3 仕様書より】 質量：394kg	0.394	
4	総合調整						
(1)	配管系統		m	20.5	【図面3/3 新設配管平面図より】 (新設給水管20A) 10.29+ (新設給湯管20A) 9.71+ (新設排水管40A) 0.5=20.5m	20.50	
(2)	主機械室内機器	5,000㎡以下	式	1.0	【図面2/3 仕様書より】 既存貯湯槽との調整	1.00	
5	給湯設備	QHIV-A560D-HWP-BSG リモコン付き	台	1.0	【図面2/3 仕様書より】 新設大型給湯器：1台	1.00	
II	電気設備工事						
I	配線工事						
(1)	高圧電力ケーブル端末処理		か所	2.0	【図面3/3 新設大型給湯機計画平面図】	2.00	

数量計算書

工事名：奄美 (08) 1 0 1 号隊庁舎大型給湯器補修

項目	規格	単位	数量	計算式	備考
Ⅲ 改修工事					
1 配管切断					
(1) 配管切断 (銅管類)		か所	2.0	【図面3/3 既存配管平面図より】 2か所	2.00
(2) 機器搬出		t	0.39	I-3に同じ	0.394
Ⅳ 撤去工事					
1 撤去					
(1) 配管類	20A銅管	m	20.5	【図面3/3 既存配管平面図より】 (既存給水管20A) 10.29+ (既存給湯管20A) 9.71+ (既存排水管40A) 0.5=20.5m	20.50
(2) 配管保温撤去	保温厚30 呼径20	m	20.0	【図面3/3 既存配管平面図より】 (既存給水管20A) 10.29+ (既存給湯管20A) 9.7=2,000	20.00
(3) 弁類撤去		個	4.0	【図面3/3 既存配管平面図より】 エア抜き弁：2個 GV:2個	4.00
Ⅳ 発生材処理					
(1) 産業廃棄物処理		式	1.0		1.00